

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
2 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表	6
3 訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表	6
4 通所型サービス(独自)サービスコード表	7
5 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表	17
6 通所型サービス(独自/定額)サービスコード表	17
7 その他の生活支援サービス(配食/定率)サービスコード表	18
8 その他の生活支援サービス(配食/定額)サービスコード表	18
9 その他の生活支援サービス(見守り/定率)サービスコード表	18
10 その他の生活支援サービス(見守り/定額)サービスコード表	18
11 その他の生活支援サービス(その他/定率)サービスコード表	18
12 その他の生活支援サービス(その他/定額)サービスコード表	18
13 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	19

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+ ○ ○ 単位	所定単位数 + ○ ○ 単位
- ○ ○ 単位	所定単位数 - ○ ○ 単位
× ○ ○ %	所定単位数 × ○ ○ / 100
○ ○ % 加算	所定単位数 + 所定単位数 × ○ ○ / 100

2. 市町村が独自に設定する項目について
 以下の項目については、市町村が規定する。
 各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割			1176 単位	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割			2349 単位	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割			3727 単位	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287 単位	287
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179
A2	2621 訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163 単位	163
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11					
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()		100 単位加算	100
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算()		200 単位加算	200
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()		所定単位数の 137/1000 加算	1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()		所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()		所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()		所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算()		所定単位数の 42/1000 加算	
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4 通所型サービス(独自) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	日割の場合	119 単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割					3,621 単位	119
A6	1113	通所型独自サービス2	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2	1月の中で全部で8回まで	447 単位	447	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未 実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算2	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1	業務継続計画未策定減 算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める 場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算2	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加 算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住 する者又は同一建物から 利用する者に通所型サ ービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3						
					ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 ()			150 単位加算	150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算		(2) 口腔機能向上加算 ()			160 単位加算	160
A6	6310	通所型独自一体的サービスの提供加算	チ 一体的サービスの提供加算			480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ()	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 1		(2) サービス提供体制強化加算 ()	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 1		(3) サービス提供体制強化加算 ()	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (3月に1回を限度)			100 単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算		(2) 生活機能向上連携加算 ()			200 単位加算	200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 () (6月に1回を限度)			20 単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 () (6月に1回を限度)			5 単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 ()			所定単位数の 59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算 ()			所定単位数の 43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算 ()			所定単位数の 23/1000 加算	
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算 ()			所定単位数の 12/1000 加算	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算 ()			所定単位数の 10/1000 加算	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定
種類	項目						単位数	単位
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで	447 単位		313	

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、
 すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

13 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	1001	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5	442 単位				1月につき
			高齢者虐待防止措置未実施減算	438 単位			
				4 単位減算	業務継続計画未策定減算 4 単位減算	434 単位	
			442 単位				
			業務継続計画未策定減算 4 単位減算			438 単位	
			}				
		ロ 初回加算	300 単位加算				
		ハ 委託連携加算	300 単位加算				
AF	9999						

網掛け部分については、市町村が規定する。その場合、サービスコードの下4桁は1001～9999にすること。
また、合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。
なお、国が規定する単位数(本体・加算)を組み合わせで合成単位数を規定するといったことも可能とする。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(令和6年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A2 :訪問型サービス(独自)	138
A3 :訪問型サービス(独自 / 定率)	8,999
A4 :訪問型サービス(独自 / 定額)	8,999
A6 :通所型サービス(独自)	269
A7 :通所型サービス(独自 / 定率)	8,999
A8 :通所型サービス(独自 / 定額)	8,999
A9 :その他生活支援サービス(配食 / 定率)	8,999
AA :その他生活支援サービス(配食 / 定額)	8,999
AB :その他生活支援サービス(見守り / 定率)	8,999
AC :その他生活支援サービス(見守り / 定額)	8,999
AD :その他生活支援サービス(その他 / 定率)	8,999
AE :その他生活支援サービス(その他 / 定額)	8,999
AF :介護予防ケアマネジメント	8,999
	99,396